

熊本市上下水道局が発注する工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準

制定	平成17年	2月18日	水道事業管理者決裁
改正	平成17年	6月17日	水道事業管理者決裁
			(略)
	平成21年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成21年	8月31日	上下水道事業管理者決裁
	平成22年	3月18日	上下水道事業管理者決裁
	平成22年	10月8日	上下水道局総務課長決裁
	平成23年	6月16日	上下水道事業管理者決裁
	平成24年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成25年	5月27日	上下水道事業管理者決裁
	平成25年	7月30日	上下水道局総務課長決裁
	平成25年	10月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成28年	3月30日	上下水道事業管理者決裁
	平成28年	5月27日	上下水道事業管理者決裁
	平成29年	3月31日	上下水道事業管理者決裁
	平成31年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	令和4年	4月1日	上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、競争入札により工事（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。）の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

(最低制限価格)

第2条 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように熊本市上下水道事業管理者が定めるものとする。

- 2 最低制限基準額は、次の各号に掲げる額の合計に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
- 3 前項に定める最低制限基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

附 則

この基準は、平成17年3月1日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則

この基準は、平成17年6月17日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成25年7月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。